

災害時の指定避難所 《細井小学校》に関するお知らせ

災害発生時に、あなたが住んでいる地域で安心して避難できる場所はどこなのか、事前に確認しておきましょう。

～もしものときに備えて～



大きな災害が起きたとき
近所のどこに避難所があるか
ご存知ですか？



指定避難所とは

- 指定避難所（二次避難所）とは、災害発生後の一定期間、避難者が滞在・生活することを想定した施設です。
- 緊急避難場所（一次避難所）は、災害から身を守るために緊急的・一時的に避難する場所です。
- 避難は、必ず「一次」から「二次」の順番で避難しなければならないものではありません。状況に応じて、指定避難所に直接向かうなど、安全を確実に確保できる行動をとりましょう。
- 市が定める避難対象地区は、ご近所同士がまとまって避難できるようにあらかじめ定めたものです。指定された場所以外に避難してはいけないということはありません。災害の状況に応じて、柔軟な行動をとりましょう。
- 指定避難所は、災害時には地域における情報発信や物資配給の拠点となります。

指定避難所「細井小学校」の避難対象地区

北代田町、下小出町二丁目（国道17号以東）、龍蔵寺町、下小出町三丁目

※災害の種類（地震、風水害）で避難所が異なることがあります（浸水想定区域内の避難所は開設しません）。
※指定避難所への避難は「徒歩」で行いましょう。

施設配置図

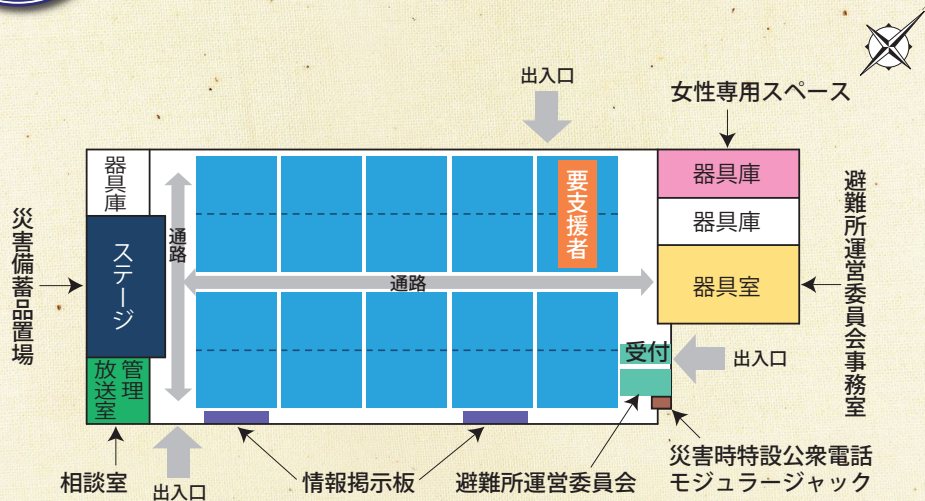
学校の敷地及び施設配置にあわせて避難所に必要とされる機能を配置します



校庭の安全利用を確保するため、出入口や通路、駐車場所を決めておくほか、周辺環境を踏まえて、仮設トイレや炊出場、ごみ置場などを配置します。

体育館配置図

体育館には避難生活を送るための居住スペースや通路などを配置します



前橋市ではすべての指定避難所(小中学校)に防災倉庫を設置し、もしもの災害に備え、災害支援物資を計画的に備蓄しています。

防災倉庫の備蓄内容

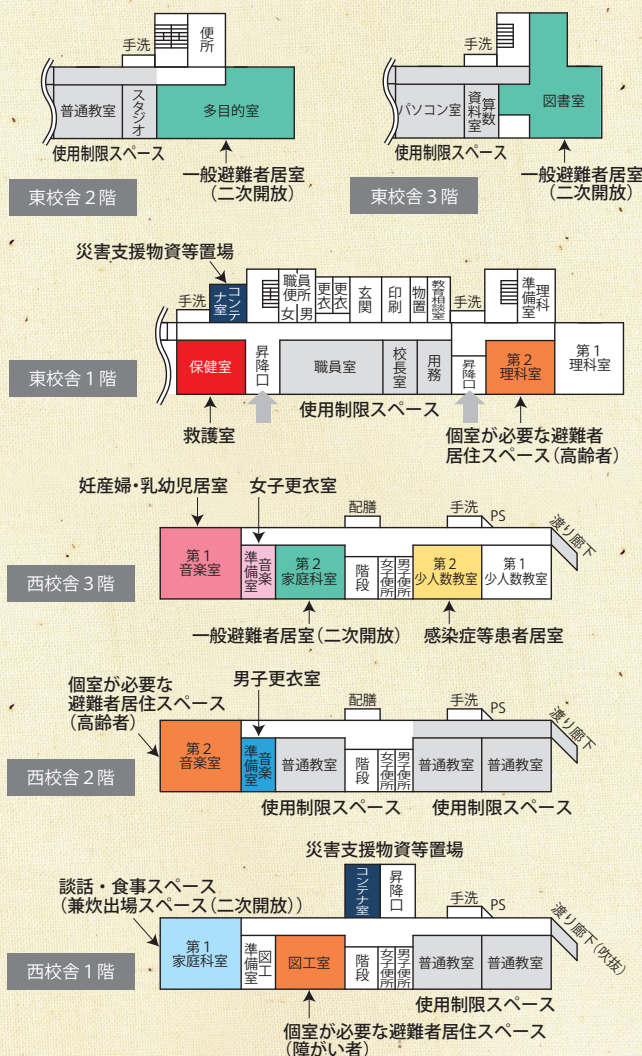
- ・避難所開設キット
- ・ブルーシート
- ・発電機、照明
- ・簡易トイレセット
- ・毛布、マット
- ・食糧、水 など



避難所開設の際は倉庫の備蓄を利用してください

校舎配置図

学校の早期再開を目的に校舎の利用は一部のみとします



※図面に掲載していない箇所は、原則、使用しません

前橋市の防災備蓄

- 防災倉庫には、避難所開設・運営に必要なマニュアルや文具のほか、食糧や水、毛布やタオル、簡易トイレセットなどの物資を備蓄しています。
- 災害に備えた食糧や水は、少なくとも一人当たり3日分を確保することが望ましいとされます。行政の備蓄だけでは全てをまかなうことはできません。各家庭での備蓄も計画的に行いましょう。
- 避難生活では必要とする支援が満足に受けられないことがあります。自分で行うことは事前に備えておきましょう。

避難所は、避難者全員が互いに支え合いながら運営する体制が必要です。避難所の開設・運営に積極的に協力しましょう。

問い合わせ先：
前橋市危機管理室